

令和 8 年 7 月 1 7 日
中 部 地 方 整 備 局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 南山開発
業者の住所：沖縄県那覇市小禄 1 丁目 1 2 番 2 9 号
- 指名停止措置期間：令和 8 年 7 月 1 7 日から令和 8 年 1 1 月 1 6 日まで（4 ヶ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：
（株）南山開発は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請において、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していた。また、その結果をもって、沖縄県に対して、入札参加資格の申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 2 4 日、沖縄県知事から監督処分（営業停止 30 日間）を受けた。
- 指名停止措置理由：
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、4 ヶ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第 2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

配 布 先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138